

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号63の規定に基づき、G 1 D又はG 7 D電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

G 1 D又はG 7 D電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数帯	相対不要発射レベル	最大不要発射レベル
9kHzを超え150kHz以下	-93dBc（不要発射レベルの搬送波電力に対する比をデシベルで表したものとす。以下同じ。）	-55dBm（1mWを0dBとする。以下同じ。）

150kHz を超え 30MHz 以下	- 103dBc	- 55dBm
30MHz を超え 106.125MHz 以下	- 115dBc	- 57dBm
106.125MHz を超え 106.425 MHz 以下	- 113dBc	- 55dBm
106.425MHz を超え 107.225 MHz 以下	- 105dBc	- 47dBm
107.225MHz を超え 107.625 MHz 以下	- 101.5dBc	- 53.5dBm
107.625MHz を超え 107.825 MHz 以下	- 88.5dBc	- 40.5dBm
107.825MHz を超え 107.925 MHz 以下	- 74dBc	- 36dBm
107.925MHz を超え 107.962 5MHz 以下	- 71dBc	- 33dBm

107.9625MHzを 超え107.97 5MHz以下	— 65dBc	— 27dBm
107.975MHzを 超え118MHz 以下	— 65dBc	— 27dBm
118MHzを 超え118.0125MHz 以下	— 71dBc	— 33dBm
118.0125MHzを 超え118.05 MHz以下	— 74dBc	— 36dBm
118.05MHzを 超え118.15MHz 以下	— 88.5dBc	— 40.5dBm
118.15MHzを 超え118.35MHz 以下	— 101.5dBc	— 53.5dBm
118.35MHzを 超え118.75MHz 以下	— 105dBc	— 47dBm
118.75MHzを 超え119.55MHz 以下	— 113dBc	— 55dBm

z以下		
119.852MHzを超え1GHz以下	-115dBc	-57dBm
1GHzを超え1.7GHz以下	-115dBc	-47dBm

注 1 1.7GHzを超える周波数帯における最大不要発射レベルの許容値の値は、-53dBmを超えないものとする。

2 周波数帯間における相対不要発射レベル及び最大不要発射レベルの許容値の値と、当該周波数帯毎に定める相対不要発射レベル及び最大不要発射レベルの許容値の値は、線形に変化するものとする。